

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書 (令和4年分以降用)

(年分)

氏 名

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額		④	
④ × 40%		⑤	

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金 額
	・ ・	円
	・ ・	
	・ ・	

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

- ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑫の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書第一表の⑬の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除（⑳～㉔欄）に転記してください。

ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の3で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどうか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるということとはできません。

1 公益社団法人等寄附金

①から⑥の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、一定の要件を満たすもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。

- ① 公益社団法人及び公益財団法人、私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人、社会福祉法人、更生保護法人
- ② 国立大学法人、③ 公立大学法人、④ 独立行政法人国立高等専門学校機構
- ⑤ 独立行政法人日本学生支援機構、⑥ 大学共同利用機関法人

(注)1 上記②から④の法人に対する寄附金については、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実である一定のもの又は学生若しくは不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成若しくは研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

2 上記⑤の法人に対する寄附金については、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

3 上記⑥の法人に対する寄附金については、学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

①（本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%

② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額

(注)1 上記①の算式中の「本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額が2千円以上の場合には「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額を控除した残額とされます。

3 具体的な控除額の計算は、表面の『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（表面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書きます。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 公益社団法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

この『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』のほかに、次の区分に応じた書類（又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面）を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

1の①に該当する場合	1の②～⑥に該当する場合
(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付されたその法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限りません。）の写し	(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の行う学生等に対する修学の支援又は研究への助成等のための事業に充てられる寄附金である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付された次の書類 イ その法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限りません。）の写し ロ その寄附金が租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項又は第4項の要件を満たすことを文部科学大臣等により確認されたものであることを証する書類（その寄附金を支出する日の属する年の1月1日に発行されたものに限りません。）の写し